

# 高齢化が進む事業主

## ―後継者不足による廃業を防げ―

主任研究員 浅野 学

### 事業所数は個人が減少、法人は頭打ち

兵庫県内の事業所数は1996年以降、減少傾向にあり、2016年には21万4169事業所と86年の約8割になっている【図表1】。

経営組織別では、個人経営の事業所数は一貫して減少し、この30年で半分未満になった。一方、法人経営の事業所は、86年比1.46倍へと増加しているものの、09年以降は12万台で頭打ちである。

### 事業主の高齢化と後継者不足

個人経営の事業所では事業主の年齢が70歳以上の先が増加している。「卸売業、小売業」の割合は、2008年から18年にかけて33.7%から48.8%に上昇したほか、「宿泊業、飲食サービス業」は41.0%まで24.3ポイントも急上昇している【図表2】。

同時に後継者がいない事業所の割合も「卸売業、小売業」では78.8%から84.7%となるなど上昇傾向にある【図表3】。そして、事業主の年齢が上がるほど、経営上の問題点として「後継者難」をあげる事業所が多い。

### 小規模な法人も減少に転じる？

事業主の高齢化と後継者不足による廃業は、小規模な法人にとっても切実な問題である。ところが、従業者数が1〜4人の法人経営の事業所は、12年以降は増減を繰り返しているとはいえ、86年比1.57倍に増えている【図表1】。

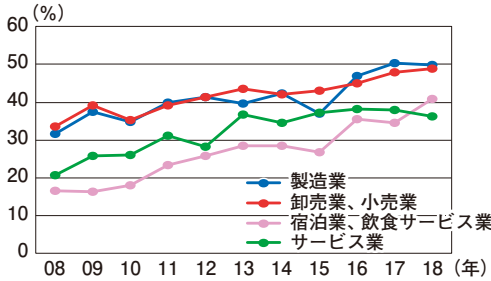
この要因として、06年に法人設立に関する規制が緩和されたことが考えられる。例えば、株式会社設立時の最低資本金規制がなくなったほか、株式会社と比べて手続きなどが簡便な合同会社が設立できるようになった。06年以降、兵庫県では株式会社の設立が毎年3千社程度あり、合同会社

【図表1】 経営組織別の事業所数の推移【兵庫県】 (事業所)

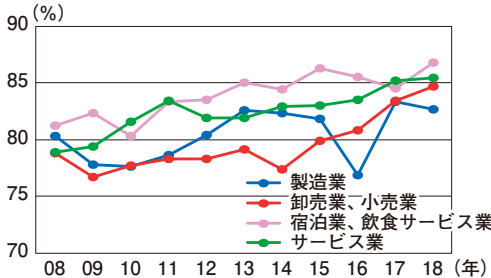
	総数	個人経営	法人経営	従業者数		法人でない団体	
				1〜4人	5〜9人		
1986年	268,944	182,890	84,456	31,350	23,003	1,598	
1991年	272,252	170,831	99,770	34,959	28,050	1,651	
1996年	257,564	149,497	106,519	36,356	29,462	1,548	
1999年	247,070	140,954	104,712	36,725	29,172	1,404	
2001年	243,952	136,392	106,242	37,502	29,379	1,318	
2004年	231,174	125,756	103,895	37,887	28,416	1,523	
2006年	231,719	120,869	109,388	39,498	29,825	1,462	
2009年	237,140	108,479	127,303	51,870	32,242	1,358	
2012年	218,877	97,184	120,424	48,070	30,455	1,269	
2014年	224,343	94,749	128,368	53,231	31,588	1,226	
2016年	214,169	89,402	123,629	49,173	30,765	1,138	
1986年 =100	兵庫県	79.6	48.9	146.4	156.9	133.7	71.2
	全国	82.0	48.9	139.6	150.7	123.9	75.7

資料：2006年まで…総務省「事業所・企業統計調査」、2009年以降…総務省「経済センサス」  
※事業内容不詳等を除く

【図表2】 事業主が70歳以上の割合【個人経営】 (%)



【図表3】 後継者がいない事業所の割合【個人経営】 (%)



資料：【図表2】【図表3】総務省「個人企業経済調査(構造編)」

【図表4】 会社種類別の設立登記件数の推移【兵庫県】

	株式会社			合同会社		
	登記件数	※資本金別の割合		登記件数	※資本金別の割合	
		100万円未満	100〜300万円		100万円未満	100〜300万円
2006年	2,734	18.3	25.8	91	50.2	30.6
2007年	3,403	18.6	28.6	181	51.8	30.7
2008年	3,056	18.4	29.9	145	54.4	27.7
2009年	2,718	19.2	31.0	193	55.8	27.1
2010年	2,812	19.6	31.4	222	58.4	25.5
2011年	2,806	19.4	32.6	267	54.3	28.5
2012年	2,805	19.1	32.8	275	55.4	26.9
2013年	2,730	17.7	33.3	409	58.1	25.7
2014年	2,974	16.9	34.4	836	56.5	26.8
2015年	3,128	16.4	34.0	610	51.4	28.6
2016年	3,231	16.4	34.6	639	49.5	29.4
2017年	3,269	16.7	35.4	763	51.5	28.5
2018年	2,921	16.8	36.2	828	51.2	29.9

法務省：「登記統計」(商業・法人)  
※資本金別の割合は全国の件数をもとに算出

【図表5】経営組織別・産業別の廃業事業所【兵庫県】

	個人経営			法人経営		
	廃業件数	構成比 (%)		廃業件数	構成比 (%)	
		兵庫県	全国		兵庫県	全国
A～R 全産業（S公務を除く）	29,671	100.0	100.0	40,206	100.0	100.0
A～B 農林漁業	-	-	-	147	0.4	0.6
C～R 非農林漁業（S公務を除く）	29,671	100.0	100.0	40,059	99.6	99.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	0.0	13	0.0	0.0
D 建設業	1,774	6.0	7.0	2,987	7.4	8.4
E 製造業	2,054	6.9	7.4	2,522	6.3	7.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	27	0.1	0.1
G 情報通信業	30	0.1	0.2	695	1.7	2.8
H 運輸業、郵便業	192	0.6	1.1	1,475	3.7	3.5
I 卸売業、小売業	7,489	25.2	24.8	12,219	30.4	29.9
J 金融業、保険業	139	0.5	0.5	865	2.2	2.6
K 不動産業、物品賃貸業	1,328	4.5	5.2	3,866	9.6	7.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,137	3.8	4.5	1,421	3.5	4.2
M 宿泊業、飲食サービス業	8,590	29.0	25.1	4,531	11.3	11.6
N 生活関連サービス業、娯楽業	3,004	10.1	11.1	2,581	6.4	6.2
O 教育、学習支援業	1,526	5.1	4.6	1,199	3.0	2.6
P 医療、福祉	1,881	6.3	6.1	2,616	6.5	5.7
Q 複合サービス事業	9	0.0	0.1	121	0.3	0.2
R サービス業（他に分類されないもの）	516	1.7	2.1	2,921	7.3	7.1

資料：総務省「経済センサス」

※廃業事業所数は2014年調査と2016年調査の合計

の設立も増加しつつある「図表4」。特に資本金300万円未満に限ると、18年は株式会社が53.0%、合同会社が81.1%と多く、廃業による減少をカバーしていると思われる。

しかしながら、前項でみた調査では事業主の年齢が高まるほど廃業や休業を考えるなど事業継続に消極的である。今後、事業主の高齢化に伴う廃業が設立等による増加を上回り、事業所数が減少に転じること起こり得るだろう。

## 小売・飲食業などの廃業が多い

総務省の経済センサスでは、前回調査では存在したが、今回調査で不存在の事業所を「廃業事業

所」として掲載している。ただし、の中には他の地域に移転、もしくは経営組織を変更した事業所が含まれている。また、前回調査後に開業し、今回調査前に廃業した事業所は含まれていない。

これらの注意点を念頭に置き、兵庫県の廃業状況をみると、2012～16年にかけて個人経営は2万9671事業所、法人経営は4万206事業所が廃業している「図表5」。個人経営の場合、「宿泊業、飲食サービス業」の廃業が29.0%、「卸売業、小売業」は25.2%と多く、この2業種で全体の半数を超える。同様に法人経営の廃業もこの2業種で4割超と多い。

## 後継者不足による廃業を防げ

政府は事業主の高齢化に伴う後継者不足による廃業を防ぐべく、事業承継税制に関して10年間の特例措置として、2018年に法人版を拡充し、19年に個人版を創設した。

法人版においては、非上場株式を先代経営者から後継者に贈与または相続した場合の納税猶予の対象が拡充された。一定の要件を満たし期間内に手続きすることで、対象株式数の上限がなくなつて全株式が適用可能となり、また納税猶予の割合も100%に引き上げられた。このほか、先代以外の株主（親族外を含む複数の株主）からの贈与も対象になり、後継者として最大3名までの承継が可能になった。中小企業庁によると、拡充前の申請件数は年間4百件程度であったが、拡充後

（18年12月時点）は年間6千件に迫る勢いで急増している。

個人版事業承継税制については、土地、建物、機械・器具備品、無形償却資産（特許権等）などの事業用資産の贈与・相続に関して、一定の要件を満たし期間内に手続きすれば、税額が全額猶予される制度が創設された。これまでは小売店や飲食店では店舗等の相続税がネックとなり廃業する事例があったが、事業承継を選択しやすくなった。

また、後継者が不在で事業承継が進まない問題に対しては、第三者への承継支援が拡充された。具体的には不動産の権利移転に係る税金の軽減、許認可事項の承継などの特例措置が適用されるようになった。「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置し、第三者とのマッチングを支援するほか、金融機関や仲介業者等の登録機関への取り次ぎを行っている。

このほか、コンサルタント会社や銀行など民間企業も事業承継に関する提案事業に力を入れている。みなと銀行では本部に専属の担当者置き、税理士、弁護士等の専門機関とも連携して税制面のアドバイスを行うほか、必要に応じてお客さまとアドバイザー契約を結び、M&Aを仲介するなどのサポートを行っている。

事業の譲渡を決定した事業主にとって、従業員や顧客の今後に対する心配はもちろん、自身が築き上げた事業への愛着も大きい。第三者承継を円滑に進めるためにも、事業主の気持ちに寄り添ったきめ細かい対応が求められる。